

高齢者虐待防止指針

1. 虐待防止の基本方針

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため当施設の基本的な考え方として、この指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

(2) 介護放棄

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき業務上の義務を著しく怠る事

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をする事、又は高齢者にわいせつな行為をさせる事。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る事。また、本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する事。

3. 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護する為に「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止。

身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する。

4. 高齢者虐待・不適切ケアへの対応 (別紙フローチャート参照)

速やかな初期対応を行う

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・組織的な情報提供と対策の検討
- ・本人・家族への説明や謝罪、関係機関への報告
- ・原因分析と再発防止の取り組み
- ・内容により成年後見制度の利用支援

※正確な事実確認をし、情報を隠さない。

5. 高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み

- (1) 背景要因を解消する（背景要因は相互に強く関連するため、多角的に取り組む）
- (2) 不適切なケアを減らす（虐待の芽を摘む）
- (3) 利用者の権利利益を守る適切なケアを提供する。
- (4) 虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置する。
- (5) 定期的（3ヶ月に1回）な虐待防止委員会の開催・発生時、臨時委員会を開催する。
- (6) 発生時に法人本部、行政(杉並区・東京都)へ報告する。
- (6) 職員の倫理観・コンプライアンスを高めるため、施設内研修の開催や外部研修へ参加する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、支援相談員は利用可能な成年後見人制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 利用者等に対する当該指針閲覧に関する事項

利用者またはご家族は、いつでも本指針を閲覧することができる。

- 当施設全体で上記の取り組みを通じ、高齢者虐待の防止が達成されるよう、組織的な対策をとり、ケアの質の向上を目指す。(フローチャート参照)

※ブース記念老人保健施設グレイスの併設事業所であるブース記念ケアマネジメントセンター和田、ブース記念訪問介護ステーションルツ・ナオミを含むものとする。

令和6年2月1日
社会福祉法人救世軍社会事業団
ブース記念老人保健施設グレイス

グレイス虐待対応の流れ（フローチャート）

